

第30回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年8月20日（火） 13：30～14：43

2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室（625室）

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

十時審議官、竹内参事官、江崎主査

原子力エネルギー協議会

門上理事長、豊松理事

4. 議 題

（1）原子力エネルギー協議会の取組について（原子力エネルギー協議会）

（2）平成30年度版原子力白書の概要について

（3）その他

5. 配布資料

（1）原子力エネルギー協議会（ATENA）の活動について

（2）平成30年度版原子力白書の概要について

6. 審議事項

（岡委員長）ただいまから、第30回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですけれども、一つ目が、原子力エネルギー協議会の取組について（原子力エネルギー協議会）、二つ目が、平成30年度版原子力白書の概要について、三つ目が、その他です。

本日の会議は15時を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

（竹内参事官）それでは、議題1です。

昨年7月に原子力産業界では、原子力事業者、プラントメーカー、関係団体からなる新たな組織、原子力エネルギー協議会を設立されました。設立の際にも、原子力委員会にお越し頂き、協議会の目的や取組等について、御説明頂きました。本日は、発足から約1年が経過した状況の中、原子力エネルギー協議会の取組状況について御説明頂きたいと思っております。

本日は、門上理事長、豊松理事にお越し頂いております。

それでは、よろしくお願いいたします。

(門上理事長) 理事長をやっております門上でございます。本日は、我々、A T E N Aの活動について御説明させて頂く機会を設けて頂き、ありがとうございます。

今、御紹介ありましたように、発足から約1年たって、基盤整備等、軌道に乗りつつある。ミッションの一つであります規制当局との対話もようやく開始するようなところまでこぎつけることができいております。それらの状況について、今日は資料に基づきまして御説明申し上げたいというふうに考えます。

ページめくって頂きまして、2ページ目、昨年も御説明しましたので、少し違いのところも含めて、御説明いたします。

ミッションは、これは変わっておりませんが、原子力発電所の安全性を更に高い水準に引き上げるということで、原子力産業界全体のリソース・知見、こういったものを総合的に活用しながら自主的に取組を強化するというで発足したものでございます。

役員は、ここに記載のとおりでございます。

職員につきましては、事業者並びにメーカーから、ということでございます。発足当時、昨年の7月時点では、これ、今、33名と書いておりますが、13名でした。この1年間で、後ほど御説明いたします電事連との関係を整理して機能を強化したということ、人数的にはかなり増えて、職員の人数が33名ということになっております。

会員につきましては、電力会社、有識者、それから、メーカー、並びに関連団体という構成でございます。

次のページにさせて頂きたいと思っております。

ここに、ポンチ絵でございますけれども、業界におけますA T E N Aの役割というのを簡単に記載しております。ベースとなりますのは、ミッションのところでも御説明いたしたけれども、まず、安全性を高めるというために、共通的な技術課題、これをきちんと抽出して、その対応策を、下に書いておりますような電事連、メーカー、電中研、J A N S I、それから原産協会などの諸団体と連携しながら立案して、それを事業者の現場に導入する、

そういったような動きを主体としております。その検討のプロセスにおいて、当然、規制当局との対話をさせて頂きたいというのが骨格でございます。

安全対策につきましては、その後の検討結果で、場合によってはメーカーに直線関連する事業も出てくるというようなことも考慮して、ここではメーカーに対しても、場合によっては要求する可能性があるということで、赤で図示しております。

また、電中研、それから JANSI、こういったところも安全に関わる役割を果たしておるわけですが、ケースによっては、その作業内容、検討内容について、我々なりに改善を要求するというようなことで、連携を強めたいというふうに考えております。

次のページにさせて頂きまして、若干、繰り返しになりますけれども、活動方針ということで、3点、記載しております。

まず1点目は、共通的な技術課題へ対応していくということで、とりわけ、新知見とか新技術、こういったようなものが、今後、当然、出てくるわけですが、そういったものを主体にして、共通的な技術課題、これをメーカーも入っておりますので、専門性を持って検討していくということで、安全性を高めていきたい。検討した内容につきましては、技術レポートとしてまとめていくということで公表していきたいというふうに考えております。

安全対策につきましては、事業者の利害関係がある場合にも、それに関わらず、効果的であるというふうに我々が判断した場合には、一部、反対するという事業者があった場合でも、全会一致でなくても、事業者並びにメーカーに導入を要求するというように対応していきたい。それから、その状況については逐次フォローしていくといったようなことで確認作業を進めたいというふうに考えております。

2点目の規制当局の対応につきましては、共通的な技術課題、これにつきましては、とにかく、一元的に産業界を代表して、我々、ATENAの方が対応していくということで、とり進めることとしたいというふうに考えております。

それから、社会とのコミュニケーションということで、様々なステークホルダーとのコミュニケーションを闊達にしていきたいということで考えております。

5ページ目、これからは、今申し上げ3点につきましては、もう少し細かく御説明申し上げたい。

まず、1点目は共通的な技術課題ということで、今現在、下に例を書いているわけですが、5点のテーマ例を書いております。実際にやっておりますのは、最後のページに14項目ほど書いておりますので、後ほどリファアして頂ければと思いますけれども、ここで

は5点、記載しております。

至近の対応ということで、今、やっておるわけですが、1点目の非常用ディーゼル、それから2点目の新検査制度のルール作り、これにつきましては、既に6月に我々なりの検討結果を技術レポートしてまとめまして、ホームページ等で発行しております。後ほど、もう少し細かい内容について御説明いたします。

それから、三つ目のサイバーセキュリティ、これにつきましても、現在、ほぼ、自主的なガイドラインの案がまとまっております。近々、規制当局との対話を開始したいというふうに考えております。

4点目の震源を特定せずの地震動、これも今、規制当局の対応は最終段階になっておりますけれども、それらの対応、それから、今後、恐らく新知見等が出てきて、また、それに対するバックフィットといったようなものが出てくると思います。そういう内容についても、今後、積極的に対応していきたいというふうに考えております。

6ページ目に、今申し上げました二つの技術課題についての、もう少し詳細な内容について、ちょっと詳細になりますけれども、御紹介したいというふうに考えております。

一つ目の非常用ディーゼルの不具合に係る傾向分析と改善策の検討、これは言わずもがな、非常用ディーゼルというのは、非常に重要な安全性を担保するための設備機器であるわけですが、これまで、たびたび、保守点検等で不具合が認められております。ということで、その都度、もちろん対応策、水平展開をやられておるわけですが、ここでは約十五、六年ぐらい過去をさかのぼりまして、約数十件の案件に対して、もう少し詳細に分析して、傾向分析等を行って、共通的な要因でありますとか、隠れた課題といったようなものを深掘りして、そこから、今後の改善事項といったようなものを抽出してきております。

既にレポートにつきましては、先ほど申し上げましたように、公表しております、事業者に対しても、改善策の対策実施計画というのを立案しなさいということで要求を出しております。今後、その内容を確認して、また、その実施状況についてフォローしていくというようなアクションが残っております。

二つ目の、新検査制度の制度運用関連ルール作り、これは、来年4月からいよいよ新検査制度が本格的に活用される、適用されるということになります。そのために、ここでは、今後、規制当局が運用する規制P I、安全実績指標、これの、我々としての自主的な測定方法についてのガイドライン、これを、今、策定しております。今後、これにつきましては技術的な内容について議論を重ねていきたい、実務運用までに固めていきたいというふうに考え

ております。

その次の、7ページをお願いします。

これは、二つ目のアクションでありました規制当局との積極的な対話ということでございます。幾つか、時系列に書いておりますけれども、昨年8月より規制当局に我々の組織の概要ですとか対応について御説明を申し上げる機会があったのですけれども、幾つかコメント頂いておまして、主たるコメントは、電事連との関係、役割分担、それについて一体どうなるのといったようなコメントを頂いておりました。

三つ目に書いております、今年の4月17日の意見交換会において、今後、これまで電事連の担っておりました、とにかく、全ての共通的な技術規制課題、これについてはA T E N Aが一元的に取扱う、そうなりますと電事連のスタッフとか、あるいは、電事連の下にぶら下がっておりました委員会、こういったようなものの一部をA T E N Aの下にぶら下がってもらうということで継承する、承継するということを御説明いたしました。

ということで、4月24日の規制委員会の定例会合で、A T E N Aとの対話を開始することについて、確認することができました。この後、事務局として事務局の打ち合わせが開始されているという状況になっております。

その次の6ページ目は、規制委員さんとの会合ということで、7月23日に意見交換会をさせて頂いております。そこでは、1点目、A T E N Aの概要、先ほど御説明申し上げたような、我々の取組の方針ですとか内容について、それから、サイバーセキュリティ、非常用ディーゼル、これらの具体的な検討状況についての御説明をして、意見交換会を実施しております。

その次のページに、その折の規制当局の反応ということで、二つ、書いております。1点は、当日御出席されておりました山中委員のコメントということで、2点、1点目は、読み上げますけれども、安全を高める上で重要であるということであれば、その対策を要求する事業者、あるいは、メーカーに要求するということが非常に厳しい言葉を使っているということで、そういう組織であることを明確にしてもらったということで非常に期待が持てるのではなかろうかという話、もう1点は、技術的な詳細なところを理解しているのはメーカーということになりますので、その検討する職員にメーカーが入っているということも期待できる点であるということで、積極的な期待のコメントを頂いております。

それから、更田委員長の方は御出席されておられなかったのですけれども、31日の定例記者会見の場で、A T E N Aが、今後は事業者の間でA T E N Aという組織を尊重する姿勢

が生まれていくというのが、本来、望ましい姿であって、アメリカのNEIも、できた当初は必ずしもそうではなかったけれども、実績を積み重ねることによって信用を勝ち得てきたということで、ATENAに対しても、今後、同様の実績を積み重ねることが重要であって、そういう環境を作っていくことも大事だよねということでコメントをされているというふうに聞き及んでおります。

ということで、我々としても対話を開始するという事で、期待感も含めて、合意を頂いております。

その次の10ページ目が、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの実施ということで、これはやったことを箇条書きにしておるのですが、一つは、ホームページで技術レポートを発行しております。それから、例えば、先ほどの非常用ディーゼルにつきましては、事業者に対して改善策の導入を要求しております。どういうことを要求したかというようなことを公表しております。今後、当然、その実施状況、あるいは確認、フォロー状況については、都度、掲載をしていきたいというふうに考えております。

それから、今年の2月には、年次フォーラムということで、有識者の方に集まって頂きまして、いろいろな有益な御意見を頂いております。あと、昨年7月にはこの当委員会での定例会に御出席させて頂いておりますし、学会や原子力小委のところでも我々の活動について紹介させて頂いております。我々なりにホームページ、あるいは、いろいろな会合等で活動について紹介させて頂いたという状況でございます。

最後に11ページ、まとめになります。

これは繰り返しになりますけれども、我々、やはり、安全性の取組の向上に対して貢献していきたいということで組織を作っております。メーカーも入れて、技術的な検討を、透明性を持ってきちんとやっていって、それを安全対策につなげていきたいというふうに考えております。

それから、2点目ですけれども、ようやく、今年の4月、5月ぐらいから規制当局との対話と、前回のCNO会議では試行的に対話を開始するというような公表も頂いておりますが、ようやく、対話が開始できるようになっております。今後は、我々の検討の内容ですとか規制課題、こういったようなものについて対話を進めることによって実績を積み重ねていきたいというふうに考えております。

それから、活動内容につきましては、今後とも社会に公表し、我々の安全性向上に対する取組について御理解を頂けるように努めていきたいということで、この辺の実績を積み重ね

ることによって、原子力発電に対する社会的な信頼回復に努めていきたいというふうに考えております。

私の方からは以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 大変重要な御説明、ありがとうございます。

これまで何回か、A T E N A から活動の説明を受けてまいりましたが、恐らく、今の日本の原子力産業界にとって、最も重要な役割を背負われていると感じております。

規制委員会や規制庁との対話ですが、米国のN E I の歴史と現状を勉強してみますと、米国の場合、規制側との協働、つまり、一緒に考えていくというところまで来ていると思うのです。米国N E I は25年ぐらいの歴史を持っているわけで、日本の場合はまだ1年ですから望むべくはないのですけれども、そのあたりの歴史を見ると大変おもしろい変化が見てとれます。ただ、対話を越えた協働というものを期待したいと思います。そういう意味では、A T E N A が規制側から一目置かれるような実績を積み、信頼関係を築いていくことが必要で、この点を大変期待しております。

それから2点目に、たまたま、R O P が、来年度から導入される予定で、事業者が自主的に行う部分が増えるわけですね。そういう意味でA T E N A が事業者を束ねる機能も期待されていると考えますので、この点におけるリーダーシップに大いに期待したいと思います。

それから、3点目は、バックフィットとの関係なのですが、これはアメリカも同じようにやってきたわけですが、これまでの日本の8年間を見ると、やっぱり、事業者側が後手後手に回っているという印象があります。受け身的に規制側が示すものを実施してきているということですね。

米国のN E I の活動などを見ますと、先取りしておりますね。体制も、N E I は100人以上、予算的にも60億円あるわけで、今後A T E N A も先取りしていく体制をいかに構築していくかが求められていると考えます。そういう意味では、研究者とか大学教授とか、あるいは、国籍を超えて、欧米の研究者とのコミュニケーションがあっても良いとの印象を受けました。

それから4点目、日本の規制側との対話が始まったということですが、一番最新の対話ですと、サイバーセキュリティと、E D G についてのサブスタンスの議論が行われて、大変喜

ばしいことなのではけれども、その場合に、重層的な対話と言いますか、トップレベルの対話と、技術レベルの対話と、中間の対話と、そういう重層的な対話を、是非、お考え頂きたいのです。

つまり、一回一回、一つの議題について意見交換をして、それが平行線をたどるというのではなくて議論を積み上げていく、そういった対話が必要なのではないかと、NEIの経験や歴史から、そういう感じがいたします。

それから、最後に日本も来年度からROPを導入するわけですが米国はROPを実施して来た中で、セーフティとエフィシエンシーの両方に貢献してきたわけです。日本でも恐らく、稼働率の向上やコストの軽減、規制のストリームラインなどを検討していくのだと思うのですが、米国の場合と、かなり率直に、お互いコメントを出し合っています。

私は、規制側とATENAが透明性を高めながら、率直に意見交換することが建設的な結果を生むのではないかと感じました。

たまたま、最近、ワールドニュークリアニュースが報じているのですけれども、NEIの方も率直に意見を述べている様です。つまり、規制をストリームライニングすることが安全性を譲歩することではないのだという、スマートレギュレーションということを出しているのですけれども、賢いレギュレーション、そういうのをATENAも検討してみてもいいかと考えます。

ありがとうございました。

(門上理事長) 貴重な御意見、本当に、ありがとうございます。

私が今、受けとめたことを申し上げますと、今、御提案のお話をして頂いたのですけれども、一つ目は、NRAとの対話ということでは、協働と、共に働くというような言葉でおっしゃられましたけれども、最終的には、そういうところで、我々、5番目のテーマもそういう話だったと思うのですけれども、そういうところにこぎつければいいのかというふうに思っております。

ただ、そのためには、先ほど更田委員長の話にもありましたように、やっぱり、電力会社からの実績を積み上げたことによる信頼、これは、当然、規制当局からもそういう信頼関係を得るということだと思っております。そういうことを積み重ねる結果として、そういう対等な関係、あるいは、何でも言い合える関係というものが、当然、出てくるというふうに思います。そういう気持ちで、今後、取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それから、ROP、これにつきましては、これも東ねるファンクションリーダーシップと

いう御期待の言葉を頂きました。正に、来年4月から始まるわけですがけれども、これは、これまでの、いわゆる、事業者の中での仕事のやり方、基盤を全部変えて、仕事のやり方、あるいは、マネジメントのやり方を大分変えるというドラスティックな変更になろうかと思えます。

そのために、いわゆる、リスクマネジメントですとか、パフォーマンススペースという言葉がよく出ていますけれども、そういうようなことで、幾つかの、とにかく基盤を整備しなくてはいけない、例えばCAPですとかコンフィグレーションマネジメントですとか、確率論的リスク評価等々、いろいろな言葉が出ております。これらは我々だけではなくて、もちろん、事業者がきちんとやらなくてはいけないのですけれども、JANSIですとか、それからNRRC、そういったようなところが支援体制を作っております。それを網羅的に、それこそ、束ねるということで、ATENAの下にワーキンググループを作りまして、我々がリーダーシップを持って全体調整ですとか方向性、それから工程の管理といったようなものを進めております。

そういうことで、来年うまく立ち上げられるようにやっていきたいというふうに思っておりますので、是非、見て頂ければというふうに思います。

それから、3点目のバックフィット、これは本当に御指摘のとおりだと思います。我々の一つのミッションに、やはり、新しい知見ですとか新しい技術といったものを先取りして、それを我々なりの活動に反映していく。そのために、今、海外という、今日の資料には入っておりませんが、アメリカのNEIと、あるいは、フランスのEDF、この二つが今、相手になっているわけですが、そういったようなところとの協定を結びまして、定期的に情報交流を図るといったようなこともやっております。

更に、御指摘のとおり、いろんな研究者との、こういうようなところをやっていければいいなというふうに考えております。

いずれにしましても、我々なりに、今頂いたコメントも踏まえて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明、ありがとうございます。

技術的課題を取りまとめて発信していく、あと、それを規制当局と対話するという、非常に大切なことだと思っております。

一つ伺いたいのは、技術的課題というのは、割合、各国共通の面があると思うのですね。もう設立から1年たったわけですけれども、効率よく進めていくには、アメリカ、フランス、もう既にアメリカの方はオープンになっていると思いますので、諸外国の例、共通項を参考にまとめられるのではないかと考えているのですけれども、日本だけの特徴はあるのでしょうか。ただ、技術的などころだけをくくるとなりますと、割合、論文のように世界共通のものがあるかなという気がします。

あと、もう一つ、これは話題になるたびに思うのが、やっぱり、事故と故障の差ですね。故障だったら、先ほど佐野委員がおっしゃいましたけれども、見通せると。だから故障と事故、そこら辺のくくりは、ちょっと具体的になりますけれども、技術的課題というのはちゃんと区別されているのかなというのは、ちょっと気になりました。

それから、あと、規制当局の方は、これは7月に話をされたということで、重層的と先ほど佐野委員もおっしゃいましたけれども、それは定期的にされるのでしょうか。そこら辺を教えてくださいと思います。

(門上理事長) 3点、ありがとうございます。

技術的な課題という観点で各国の状況と、今、我々、申しあげましたように、アメリカとフランスの機関と提携をしておるわけですけれども、例えば、アメリカの場合ですと、彼らがどういう状況で、今、何に対処しているかといったようなことは、当然、入ってくるようにしておりますし、それだけではなくて、例えば、NEIとアメリカの規制当局でありますNRCがどういう対話をして、どういうプロセスで作業を、検討を進めるかと、ちょっと技術的な、本当にスペシフィックな課題とは違いますけれども、課題を解消するために、どういうアプローチでやっているかといったようなことも、我々なりにいろいろ教えて頂いて、日本で活用できることについてはそれをまた反映していくというようなことも考えております。そういうアプローチにさせて頂きたいというふうに思っております。

それから、フランスにつきましては、フランスはアメリカとは違いまして、フランスの場合はEDF、これは電力会社です。ですから、電力会社として悩みもありますし、そういったようなところで、彼らなりの課題、例えば、今少し、幾つかの議題でテーマが絞れていますけれども、そうしたようなものも含めて、いろいろ検討を深めていきたいなということで、比較的、定期的に、とは言いませんけれども、ある程度トップの対話と、それから事務的な打ち合わせと、そういったようなことで回していこうということで、今、提案をしております。そういうような状況です。

それ以外にもいろいろ、多分、あると思いますので、今後は、そういう網を張ってやっていきたいというふうに考えております。

それから、事故と故障の差というのは、なかなか、もちろん、その定義は今なされているわけですがけれども、今回、正に新検査制度で、いわゆる、気づきというCAPですね。そこで、とにかく小さなものでも、いわゆる、前段事象みたいなものまで含めて全部拾い上げて、それが本当に大きなトラブルのネックになるのかどうかというようなこともやっていこうというようなことで、今、進めておりますので、そういう中で、小さいといえども、やはり共通的なもの、あるいは、重いものにつながる可能性のあるものというのは必ずしも故障だからいいやという話ではなくて、きちんと対応していくということでまとめられるのだと思います。

そういう意味でも、やっぱり、我々としては予防的に見ていくというようなことが重要な、今、時期に来ているのではないかと思います。

それから、NRAと、規制当局と同様の対応を進めているか、これは今後、まだ海外との対話のやり方を参考に対話するという事だと思っておりますけれども、今、例えば、規制当局と先ほど言いました定例的な会議もございますので、そういう場には、我々も参加させて頂いて、テーマを決めて、きちんと議論させて頂く。トップはそういうような格好で、それから、事務局につきましては、先ほどもちょっとコメントありましたけれども、重層的にやるということで、それぞれの議題、既に色んな議論を進めております。そういったようなところできちんと押さえた上で、もうちょっとレベル的な話が必要なきには、まだ定期的のところまでは決まっておられませんけれども、積極的に進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

(中西委員) どうも、ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私、幾つか質問あるのですが、最初に変期待しておりますということ、佐野先生おっしゃったとおりで、この活動に、大変、期待をしております。

それで、幾つか質問なのですが、規制委員会と対話するときの共通理念みたいなものがあるといいのではないかと思ったのです。規制側と激論になるようなこともあると思うのですけれども、ROPについて書いてある近藤寛子さんの本を読んでいると、ROPは公衆から信頼を得ることが規制側と産業界の共通理念になっている、そう書いてあります。私も事故の後、NRCの基本文書を勉強したことがあるのですが、そのようには書かれていないのです

が、国民からの信頼を得るということはNRCの大きな目標になっているのではないかと、ホームページに書いてある文章の、全体から伝わってくる印象がそういうことだったのです。最近、確認すると正にそうだと、元規制委員だった、コミッショナーの方に伺うと、そうであるといわれました。直接、リスク・コミュニケーションするのではなくて、どういう仕事の仕方をしているという、どういう考え方でどういうことをしているということを一生懸命説明して、国民から信頼を得ることをやっているのだというふうにおっしゃっていて、公衆から信頼を得るということは、やはり、特に、日本の原子力利用にとっては規制側を含めて共通の基盤といいますか、理念といいますか、例えば、そういうことなのかなと思うのですが、規制側と対話するときに、何か共通の理念があるとよいのではないかと、今後、長くいろんなことがあると思うのですが、長く成果を上げていくためには、何か、そういうものがあるとよいのではないかなというふうに感じました。

それからもう一つ、規制の予見性というのは、一応、事業を進める上、あるいは、原子力利用にとって国民の負担という意味でも、合理的な負担という意味でも重要だと思うのですが、この関係で言うと、外部事象が、一番、不確定性がまだあるとあっていて、米国だと航空機衝突だとか、ほかの外部事象は米国なんかではあんまり大きな要因にはなっていないのですが、日本は地震も火山とか、今、非常に話題になっていますけれども、その外部事象絡みのことは、ちょっと、メンバー的に、電力さんとメーカーさんなので、テーマから見ると、ATENAさんにはあんまり入っていないように見えるのですが、そのあたりはどういう考えで進められるつもりなのでしょうか。

(門上理事長) ありがとうございます。

まず1点目の、共通理念、これは、今現在は、少なくとも規制当局と合意したようなものはないのですが、公衆から信頼を得るという、要するに、原子力全体の信頼を得るというのは、当然、我々のベースにある理念というか、考えだと思うのです。それを前提に安全性を高めるなり何なりやっていく。規制当局も、そういう意味では、いろんな会話を全部オープンにしてやられているということで、合意したということではないのですが、共通の考え方を持ってやっているのではなからうかというふうに思います。

そういうことをいろいろ議論した場合には、また、改めてそういうこともいろいろ協議していく必要があるのかもしれない。

それから、規制の要求性、外部事象という話、これ、非常に重たいというか、難しい話です。12ページにテーマ一覧を書いておりますけれども、我々なりには、やはり、新知見と

か新技術に加えて、やっぱり、外部事象は不確定性が大きいということで非常に重要なテーマだろうというふうに考えております。

ここでは、例えば、3項目に不確かさの大きい自然現象への対応と、ちょっと定性的な言葉で非常に恐縮なのですけれども、正に、今、御指摘のような、不確定性のある外部事象に対して、例えば、地震なり、竜巻なりで、今、基準地震動なりが決まっているわけですが、それを超えるものが起きないという担保は、もちろん、何もないわけですね。ですから、そういったようなものも踏まえて、我々なりに、どこを、どう落としていくかといったような考え方の整理をして、何らかの対応を自主的にできるようなことで進めていきたいという、テーマ出しとしてはしております。

ただ、ここに書いておりますのは、短期的、中長期的なものをいろいろ、玉石混交しておりますので、もう少し時間を頂いて、そこら辺の整理も、皆さんの意見も聞きながらやっていきたい。確かに、メーカーとか事業者、外部事象の専門家は少ないかもしれませんが、何がしかおりますし、あるいは、外部の有識者の方の意見を聞きながらやっていくというようなことで、今、少し立案をしておりますので、また、その都度御意見頂ければと思っております。

(岡委員長) 3番目の質問です。経済性の向上と安全性の向上が両立するというのが米国の規制の改善とINPOの活動の実際の結果です。そういう意味で、コストベネフィットと申しますか、経済性は、決して事業者さんだけではなくて、結局、電気代という形で国民に跳ね返ってきますので、そういう議論がきちんとなされるといいのかなと思っております。まして、ちょっと、私の個人的な印象ですが、ドイツはどうも、PRAというのはあんまり考えていなかった。ドイツは特重を含めて受動的な安全機器について、いいものを幾つも開発したとは思っておりますけれども、安全を機器だけに頼るのは合理的ではない。やはり、PRA的な、確率論的安全評価的な考えでコストベネフィットをきちんと議論して、PRAという手段を使って議論するというようなことが必要ではないかと思うのですが、そのあたりは、いかがでしょうか。

(門上理事長) 御指摘のとおりだと思います。なかなか、アメリカのようなコストベネフィットというところまではいけてないのですけれども、やはり、ATENAの大きな一つの重要性として思ったのは、安全上の重要度をどうきちんと評価するかといったようなことだと思います。正に、今度の新検査制度なんか、リスク、あるいは安全上、重要どころに限られたリソースをきちんと投入していくといったようなことも、一つの目的にあると思います。

ですから、その流れの中で、安全性を向上すると経済性にも寄与するといったようなところが、当然、出てくるでしょうし、御指摘のとおり、P R A、これはまだ、今、検討が緒に就いたばかりなので、ここら辺のデータとか、それから評価方法もだんだん確立していくと思います。そういう流れの中で、我々としても安全上の重要度をうまく評価して、その評価につなげていければいいのかな。そこもすごく大事な点だと思っております。

ただ、安全上、重要なところをきちんと押さえるということが一番大事なところなので、そこを踏まえた上で、いろんな観点での検討を進めていくということかな、そういうふうに思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(豊松理事) 私から1点。おっしゃるように、共通理念の中に、効率的なみたいな言葉が入ればいいと思うし、本来、N R Aなどはそういう効率的という言葉その中に入れてやっているのですが、福島事故が起こった後、そういうことにまずできない、規制は今、世界一厳しいということで、それがまず、公衆の信頼を得る一つの方法であるということで、規制委員会は動いておられると思いますし、その中で、今、門上が申したように、R O Pで現場の、こういうふうな事象につきまして、その軽重を評価する、そのときにP R Aを使おうというようになっておりますので、そういうのが一つの流れですし、それから、バックフィットのときも、安全に与える影響を評価して、それによって、いつまでにやるという利用期間を決めようという動きになっておりますので、これから、そういうのを積み重ねる中で、そういう実績を積み重ねつつ、そういう、やはり、効果的な規制の一番大事なところに資金を投入するということになっていけると思うので、ちょっと時間かかりますけれども、その方向に少しずつ動きつつある、こう考えております。

(岡委員長) 先生方、ほかにコメントありますでしょうか。

どうぞ。

(佐野委員) 恐らく、規制側の目的とするところと、事業者の目的とするところは、同じだと思います。それは安全に原子力発電を進めていく、これは同じなわけで、決して対立することではない訳です。個々にはいろいろ議論あるかも分かりませんが、その大枠が重要だろうと思います。それから、この30名というのは、先ほどの電事連の部隊が移ってきた結果、30名ですか、それとも、今後、電事連から移ってくるのですか。

(門上理事長) もともと、先ほど言いました13名というのは、メーカーなり電力のスペシャ

リスト的な人間がメインだったのですけれども、プラス約20名ですか、そこは電事連の方で今まで機能していた部隊の人間がシフトした。

(佐野委員) これから移ってくるわけですね。

(門上理事長) はい。もう移っております。7月1日で、もう既におります。

(佐野委員) ありがとうございます。

それから、ここにCNOとありますね。NRA、CNO対話、これは、NRA、ATENA対話ではなくて、直接、各社のトップが出てきているということですか、それとも、ATENAの枠組みの中で参加されているということですか。

(門上理事長) 規制庁さんは、やはり、いわゆる、被規制者といいますか、事業者側との対話窓口は、対話はやはり継続したいという思惑があるのだらうと思います。ですから、こういうNRAとCNOの意見交換会になっています。ただ、我々が産業界を取りまとめるということになりますので、この交渉役ですとか窓口は、全てATENAがすることになっております。今、我々は、その場に、今回は7月の場合は出させて頂いて、我々の活動を御報告したということで、恐らく、当面はこういう場を持ちながら、トップ同士の会話はこういう場でやるべきだということになるのだらうと思います。

(佐野委員) ATENAはそれに参加する訳ですね

(門上理事長) はい。

(豊松理事) 事務局をATENAということにして頂いているので、そういう舞台回しはATENAと規制庁でやる、事務局となっています。直接、個別電力に関わることは、当然、CNOに聞きたいと思うのです。規制庁側は、全体の規制に係ることはATENAとなりますので、テーマによって変わっていくかも分かりません。7月23日はほとんどATENAがしゃべりました。この三つのテーマはATENAがしゃべって、これ以外のテーマは少しQ&Aがありましたけれども、だったので、このときはほとんどATENAがしゃべった、ただし、CNOは出ているという状況になっていますので、ちょっとどんな舞台回しになるかは、NRA等のお考えもあると思いますけれども、事務局側となって、これからはテーマによって両方出ながらやっていくことになるので、こういう認識を、私はしております。

(佐野委員) 分かりました。

それから、ATENAのテーマ一覧というのがございますけれども、この中で、1のサイバーと、一番最後の非常用ディーゼルですか、これを今回取り上げたということですが、この14の中のプライオリティというのはどういうふうにお考えですか。

(門上理事長) プライオリティというよりも、全てプライオリティは結構高いというふうに認識してしまっていて、むしろ、そういうカテゴリー分けすると、短期的、それから中期的、長期的と、今御指摘があったところが、正に短期的な内容で、我々が、ちょっと順番が全然ばらばらになって非常に恐縮で申し訳ないのですけれども、短期的なものの中長期的なものが分かれています。

例えば、サイバーセキュリティも二つに分かれていますけれども、常設設備関係は既にレポートしているわけですが、可搬設備については、もう少し時間をかけて。あと半年ないし1年弱ぐらいでやろうということで、リソースも我々、限られていますので、そういう意味での仕分けをして、全て、これについてはきちんとやっていこうと思います。

プラス、今現在はこういう内容ですけれども、今後、先ほどの議論でもありましたけれども、いろんな情報が入ってきて、新しい知見なんかで項目も増えることもあるでしょうし、あるいは、規制当局との対話でまた、増える、それはまたこの中に追加して、短期的、中長期的、こういう格好になると思います。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) そのほか、いかがでしょうか。

私、まずちょっと先に細かい、2ページで役員の所属、理事長、理事の所属に三菱とか関電とか電事連と書いてあるけれども、これは出身母体なのですか、それとも、ATENAの所属なのでしょうか、高橋さんなんかは原産ですよ。ですから、上の3人は三菱の仕事もしておられるのかとか、そういう質問をさせていただきます。私はこれ、どっちでもいいと思っているのですが、何か意見があるわけではないですけれども。

(門上理事長) 私、門上が三菱重工と書いておりますけれども、顧問という立場ではありますけれども、ATENA専任で。

(岡委員長) 上の3人はATENA専任であるというふうに理解して。

(豊松理事) 私の場合は、関西電力のエグゼクティブフェローという肩書もありますので、週のうち3日ぐらいはATENA専任で、2日ぐらいは関西電力の仕事をしているという部分はございます。したがって、そこは併任だと思って頂いて、ただし、週のうち3日ぐらいをそこに費やしている、これは富岡の場合も同じ形です。

(岡委員長) 分かりました。ありがとうございます。

もう一つは、米国と比べると、NEIは一つなのですけど、日本は原産とか電事連とかいろいろ関係のところがあるので、それぞれ、責任がはっきりしているところではあると思う

のですけれども、連携というか役割分担が重要です。それでもう一つ、米国との比較で見ると、そこが重要なかなという感じもいたしますけれども、情報発信とか、いろんな役割があると思うのですけれども、そのあたりは、何かお考えがございますか。

(門上理事長) 確かに、組織が幾つかあるわけですが、ただ、もちろん、役割はきちんと明確に分かれておりますけれども、やはり、相互に関連するところが結構あるかと思えます。ですから、例えば、JANSIさん、あるいは、電中研、それぞれ連絡会、あるいは協定を結んだりして、それぞれが何をやっているか、それから、当然、我々のステアリング会議とか、その下の部長クラスの会議なんかには、オブザーバーという立場になるかもしれませんが、入ってもらって、我々の活動を、逐一、ウォッチしてもらって、あるいは、必要があればコメントしてもらって、そういうような格好で、今現在は連携を深めようというふうに思っております。

(豊松理事) しかし、委員長おっしゃるように、役割をもう一遍整理して、バウンダリを明確にしていくということはこれから必要になってくると思っております。今回、我々がJANSIに改善要求と、こう言っておりますのは、ディーゼル発電機のトラブル、それを評価していく上で、もう少し早く改善を、JANSIの方から出た方がよかったねということも含めてやっていますので、お互いの活動をお互いに評価していくということをやっていこうと思っております。トップ同士のいろんなコミュニケーションを増やして、どういう形で役割分担、連携をするのが原子力産業界の発展に一番いいのかというのを整理していきたい、ちょっと時間かかりますけれども。

(岡委員長) もう一度、あえて質問させて頂くと、米国の、さっき申し上げた経済性向上と安全性向上に関して、発電量のグラフを見ていると、90年頃から効果が出ているんですね。一方、規制の改善というのは、私は米国の場合は90年代半ばから進んだと理解していて、逆に言うと、自主的安全性向上とか、事業者の自主的努力の方がかなり先行してきたのではないか。それはどういう理由でしょうか。

例えば、自由化も進んでいましたので、そういうプレッシャーもあったのかもしれないのですが、だから、今日は規制側との話なので、ちょっと質問するのが適切かどうか分からないのですけれども、この米国側のデータを見ると、自主的安全性向上が先に進んでいるみたいだけれども、これはどういう理由によるのか。実はINPOの活動は外部にはほとんど分からない、勉強していないせいもあるので、あるいは、公開されていないということもあって分からないのですけれども、どういうことなのかなと思っているところがございまして、

何か御存じだったら教えて頂きたいなと思うのですが。

(豊松理事) 90年代は日本の稼働率が高くて、まだ80年代ですね、アメリカは日本に学べということでやっておりまして、稼働率が低いと、やっぱり経済性がめちゃくちゃ落ちるわけですね、発電コストが高くなるので、そこは要改善ということで、INPOを作って、INPOも初めはあれでしたけれども、INPOを作って、結構、お互いに厳しいレビューをしているわけですね。悪い発電所があれば、そこはこういう、みんなで改善させるような動きをしている。それは自主的安全性向上だと思うのですが、そういうことをかなり積み重ねてきたというのがアメリカの歴史にあると思いますし、規制側も、今おっしゃったように、安全と経済性、効率性という形にだんだん、今まではそうではなかったと思うのです、変わって行って、今の状況がある。そういう意味で規制があり、JANSIがあり、NEIがあるという、この体制ですね、EPRIもございますけれども、この体制が機能したということでもありますので、我々はそれも見ながら、少し、我々自身の自主的安全性向上を上げていきつつ、規制とも対話しつつということではできないかということで、アメリカの、うまくいった事例、今は稼働率は平均90%までいっていますので、そういうことを見て頑張っていきたいということです。

(岡委員長) 自主的安全性向上の方とセットといいますか、と思いますので、期待しておりますので、よろしくをお願いします。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(佐野委員) 先ほども申し上げたように、産業界を束ね、足元を固めるということが、規制側の信頼を得る上で、キーのように思われます。それは、アメリカの産業界の人に「原子力産業界というのは何だ」という問いをかけたときに、「我々は、それがNEIだと意識している、NEIが我々を代表してくれている」という、そういう意識なのですね。ですから、足元を固めるということが、実は規制に対するワンボイスを確保することになるのではないかと考えます。

(豊松理事) ありがとうございます。

今の話は、更田さんの、先ほどのコメントもそうですけれども、まず、我々が事業者にどう信頼されて、事業者がこいつに任そうと、いかに思ってくれるか。一方は、反対に規制委員会側が我々の技術を信頼してくれて、意見を聞こうと思ってくれるか、ここが生命線でありまして、仕組み上は、今、我々のステアリング委員会がございまして、そこで8割の賛成があれば、それは皆さんやって頂くというルールはできましたけれども、やはり、今おっしゃ

ったように、もっとA T E N A自身が事業者に信頼されて、彼らに任せたらというようにせないかんというのは基本のベースにおりまして、それはこれから時間をかけつつ構築していきたいということでありまして、それがベースになるというのはそのとおりです。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、どうも、大変、ありがとうございました。

それでは、次の議題です。議題2について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 議題2でございます。

原子力委員会では、原子力利用に関する基本的考え方について、一昨年7月に閣議決定を行い、加えて、同年より原子力白書を7年半ぶりに再開しております。本日は、原子力白書の特集内容や来年度のフォローアップ部分の概要について、事務局から説明をしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

(江崎主査) 事務局より、平成30年度原子力白書について、概要について御説明させていただきます。

まず、2ページ目でございますが、経緯としまして、原子力白書は、1956年の昭和30年代から原子力委員会の設置以降、継続的に発刊してきましたが、東日本大震災で、東電福島第一原発事故の対応であったり、もしくは、原子力委員会の見直しの議論と新委員会の立ち上げを行う中で、7年間、休止しておりました。その後、平成29年度より原子力白書を再開しておりまして、今年度で、再開後3回目となっているところでございます。

今回、平成30年度版につきましては、スケジュールに書いておりますが、9月の下旬頃に発刊を予定しているところでございます。

次に、3ページ目でございますが、原子力白書、今回の平成30年度版の構成について御説明させていただきます。

昨年の11月にも簡単な概要については御報告させていただきましたが、原子力利用に関する基本的な考え方ということで、2年前に原子力委員会で決定しました「原子力利用の基本的考え方」の構成に基づいて、それを踏まえて、特集であったり、各章の1章から8章の構成として、関係各省、主には復興庁であったり、エネ庁、経産省、文科省等と協力しながら作成しているところでございます。

今回は二つ、大きな構成として、今回の特集については、原子力施設の廃止措置とマネジメントということで、今後、原子力施設の廃止措置が日本においても増えてくるということで、廃止措置や放射性廃棄物への対応について、海外の先進的な事例を中心に、今後、どういふふうに対応していくか、どういふふうな事例が参考になるかということで、まとめさせて頂いているところでございます。

それ以降の本文のところについては、第1章から第8章ということでございまして、基本的考え方の構成に基づいて作成しているところでございます。第1章につきましては、福島の実績な復興・再生と教訓を真摯に受けとめた不断の安全性向上、第2章が、原子力のエネルギー利用の在り方、3章が国際潮流を踏まえた国内外での取組、4章が平和利用と核不拡散・核セキュリティの確保、第5章が国民からの信頼、第6章が今回の特集ともちょっと類似しているところがございますが、廃止措置及び放射性廃棄物への対応、第7章が放射線・放射性同位元素の利用の展開、第8章が基盤の強化でございます。

次に4ページでございますが、今回の特集の内容について御説明させていただきます。

もう御承知のとおり、今後、我が国では、役目を終えた研究、もしくは、商業発電を目的とした原子力施設、発電所であったり研究炉でございますが、そちらについて廃止措置が本格化していく予定でございます。一方、欧米諸国においては、商業用発電所を初めとして、多くの原子力施設の廃止措置の実績があることを踏まえ、これらのような先行事例、先進事例を踏まえて取り組んでいくことが重要だというふうに思っているところでございます。

下の三角のところでございますが、現状、背景を申し上げますと、我が国において、商業用発電所においては、全国で60基、原発がございますが、そのうち、24基が廃止措置中、もしくは廃止を決定しているところでございます。

もう一つ、代表的な研究機関であるJAEAが持っている施設、約半数、89施設ありますが、そのうちの約43施設、半数が研究開発施設を廃止措置する計画を発表しているところでございます。こちらは、廃止措置は世界的に共通の課題であって、数世代にわたる長期事業でございます。右側の図は一般の原発の廃炉のプロセスでございまして、大体、約30年かかるものであり、長期にかかっているものでございます。もちろん、原子力施設について、研究用の施設については更に長くなるものもございます。このように、数世代にわたって長期事業、廃炉を進めるということは長期の事業でございますが、今後、そのような廃止措置が増えていく中で、技術に加えて、それに関する人材であったり、もしくは、安全文化の維持の継承が重要であり、効率的に行える工夫が求められていると考えているところでござ

います。

海外の事例としましては、米国や、ドイツ、フランス、英国の原子力発電、あとはもちろん、研究炉、再処理施設の取組事例について様々な示唆が得られるところがございますので、それを踏まえた上で、最後に、我が国の教訓ということで、下の四つのことが考えられるのではないかと考えているところでございます。

まず、コスト、予算であったりとか、そういうところを踏まえて、全体的な効率的な作業の計画、マネジメントを進めていくべきではないか。更に、特に規制機関との対話、また、放射性廃棄物の管理と技術開発、周辺住民との信頼構築というのは重要ではないかというところでございます。

こちらが特集でございます、次に5ページは、各章、第1章から第8章のうち、第1章から第4章について、簡単にまとめさせて頂いているところでございます。

第1章のところについてですが、先月の7月30日に、復興庁であったり、経産省、環境省以下、定例会にお呼びして、いろいろ復興の取組についてヒアリングをさせて頂いたところかと思いますが、それについての、福島の再生復興に向けた取組について紹介をしているところでございます。

二つ目の矢印でございますが、先ほど、A T E N Aからも発表があったかと思いますが、原子力事業者による自主的な取組の強化ということで、様々な取組を事業者でやっておりますので、そちらについても書かさせて頂いているというところでございます。

第2章につきましては、地球温暖化問題であったり、国民生活、経済への影響を踏まえた原子力エネルギーの利用の在り方ということで、安全性確保を前提に、エネルギー安定供給という観点から、原子力利用を促進すべきということで、原子力の有効性に係る様々な報告であったり、取組を紹介させて頂いているところでございます。

第3章につきましては、ここの定例会でも、中国であったりUAE、イタリア、第8章とも関わる場所があると思いますが、カナダであったりアメリカ、パデュー大学とか、その、国際的な潮流を踏まえた国内外での取組ということで、原子力を利用している国を中心に、その国の産業界の動向であったり、どういう取組をしているかというのをまとめているところでございます。

あとは、国際機関として、IAEAであったりOECD/NEAに関する我が国の参加協力について、加えて、2国間、我が国と2国間の協力による国際協力の連携を実施している内容について書かさせて頂いております。

更に、原子力委員会が中心となってやっている I F N E C であつたり F N C A について、多国間の協力についても記載しているところがございます。

次に、第 4 章、右側の方でございますが、平和利用と核不拡散・核セキュリティの確保ということで、核不拡散・核セキュリティについては、毎年度、取組事例については書かさせて頂いているところがございますが、今回、中心に書かさせて頂いているところは下の内容になっているところがございます。

2018 年、昨年 7 月 31 日に、原子力委員会で我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方を公表しているところがございます。こちらの考え方では、利用目的のないプルトニウムは持たないという原則の下、プルトニウムの保有量を減少する方針等を明確化しているところがございます。

更に、再処理抛出金法によって、国が再処理実施量の認可を行うことであつたり、あとは、使用済み燃料の貯蔵能力の拡大、もしくは、事業者間の連携協力を促すことによって海外保有分のプルトニウムの着実な削減の取組など、様々な取組について言及しているところがございます。

また、先月 7 月 30 日に原子力委員会において事務局により I A E A のプルトニウム国際管理指針に基づいて、我が国のプルトニウムの管理状況を報告させて頂いたところと思いません。

こちらはちょっと重複になってしまいますが、我が国の分離プルトニウムの総量については、2018 年末で約 45.7 トンということで、年末ベースですが、2017 年末と比べて、約 1.6 トンの減少をしているところがございます。こちらはプルサーマルの高浜 3、4 号機と玄海の 3 号機によって消費したということがございます。

下は、今の現状の 2018 年末現在の分離プルトニウムの管理状況の一覧になっているところがございます。

次のページでございます。

最後は、第 5 章から第 8 章でございます。第 5 章については、昨年はコミュニケーションという形で、特集をさせて頂きました。今回は第 5 章でいろいろ書かさせて頂いているところがございます。科学的に正確な情報であつたり、客観的な事実に基づいて理解を深め、意見形成できる環境の整備が不可欠ということで、これに関連する様々な取組について紹介させて頂いているところがございます。

こちらは 5 月 15 日に放医研の神田先生から発表頂いたと思いますが、「sirabe」だった

り、そういうところについても紹介ができればと思っているところでございます。

次に第6章について、こちらは、今回の特集においての部分と類似しているところがございますが、廃止措置及び放射性廃棄物への対応ということでございまして、東電福島第一原発の廃止措置の進捗であったり、もしくは高レベル放射性廃棄物の所掌に係る取組について紹介しているところでございます。

また、こちらでも定例会でNUMOより御説明を頂いたかと思いますが、高レベル放射性廃棄物と処分包括的重層報告書の取りまとめも踏まえた活動についても、今回、書かさせて頂いているところでございます。

次に第7章でございます。こちらは、今年、中西先生からも御尽力あって様々な先生を紹介頂いて、いろんな方にヒアリングをさせて頂いたかというふうに思っているところでございます。例を挙げると、大阪大学の畑澤先生であったり、東京大学の上坂先生であったり、アイソトープ協会であったり、名古屋大学の鬼柳先生、もしくは、放医研の永津先生であったり、住重アテックス、J-PARCについても、いろいろお話をお伺いしたかと思いますが、そちらについて、様々な観点でまとめているというところでございます。

放射線については、今回、いろんな先生方にお伺いした中では、やっぱり、国民生活に広く関係している分野だということが分かったかと思えます。

また、それに加えて、経済規模というのはここ10年、ずっと拡大しており、特に、医療であったり医薬分野について利用が顕著かなというふうに思っているところでございます。それを踏まえて、放射線であったり、 α 線であったり、中性子線を利用した医療・工業分野について、応用事例について紹介しているところでございます。

第8章については、ここに書かさせて頂いているとおおり、人材であったり技術開発ということで、今回、昨年の6月に原子力委員会として技術開発、研究開発に対する考え方について、原子力委員会決定させて頂いたかと思いますが、そちらについては、電力自由化後の技術開発、研究開発の在り方や研究開発機関、原子力関係事業者の連携や協働の考え方について取組を、いろいろ記載させて頂いているかと思いますが、そちらについて書かさせて頂いているというところでございます。

先ほどちょっと申し上げましたが、いろいろな海外の大学の取組に、パデュー大学とかそういうところの人材育成という観点でも、大学教育の強化であったり、雇用した人材の能力向上の課題などについて記載させて頂いているところでございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 詳細な御説明、ありがとうございます。

我が国における原子力分野の重要事項、すなわち、基本的考え方に記載されている8項目を詳細かつ深掘りしているという意味で、大変、バランスのとれた記述になっており、良いものができたと考えてます。事務局の御尽力、御努力を評価したいと思います。

特に、特集で廃止措置とマネジメントを扱っているわけですが、テーマ設定がタイムリーだし、適切なものであると考えます。特に、諸外国から学ぶという観点から、英米独仏の廃止措置及びマネジメントについてかなりおもしろい記述がなされております。そこから四つの教訓を抽出している訳ですが、今後、廃止措置が本格化する中で一つのガイドラインなり問題意識を提供しており大変いい特集になっていると思います。

最後に一つ、お願いがあります。去年もたしかお願いしたと思うのですが、英語のエグゼクティブサマリーを作成し、ホームページで出すことを御検討願いたいと思います。

(江崎主査) おっしゃるとおり、今回、冊子にしてホームページにも公表しようというふうに思っているところでございます。

更に、概要について英訳化をして、様々なところで活用して、ある意味、いろんなところに配って、原子力委員会としてまとめているものを周知していければなというふうに思っているところでございます。

ありがとうございます。

(岡委員長) 中西委員、いかがですか。

(中西委員) 御説明、ありがとうございました。私も、内容的に非常によくできていると思います。細かいことですが、最初に特集がくるということでしょうか。

(江崎主査) 最初に持ってきてございます。最初に特集があって、その後、第1章から第8章という形でございます。

(中西委員) あと、1章から8章までは、コラムみたいな。

(江崎主査) 今回、例えば定例会でお伺いした先生方の話だったりをコラムとして載せているところでございます。

(中西委員) それで、最後にまた資料編というのが。

(江崎主査) 資料編も御用意しているところでございます。

(中西委員) 分かりました。是非、非常にタイムリーで、内容はいいと思います。大変な仕事をありがとうございます。

(岡委員長) 大変、ありがとうございます。努力、大変、感謝申し上げたいと思います。

白書というのは、原子力白書に限らず、政策の説明文書で、非常に重要な役割を日本では担っているかと思っています。原子力白書は各省庁で行われている原子力関連の政策を含めて、それらをまとめておりまして、それプラス、コラムでトピックス的なこととか、あるいは、今年は特集ということで、政策をまとめたものではありませんけれども、そういう形で国民に政策を説明していくという役割があって、是非、よく読まれ、引用されるように、掲載をして頂ければ大変ありがたいと思います。

米国とか英国の、そういう政策の説明は、ホームページでよくなされています。そこには単に政策の事実だけではなくて、どういう管轄であるかというところまで書いてあるのですが、必ずしも、日本の白書はそこまでなかなか書けていないところもあるのです。政策の説明というのは、原子力の場合は原子力の理解の非常に重要な要素だと思っておりまして、なるべく、そういうこともできないかなと思いつつ、この白書の作成についてコメントしてきたところでございます。発刊されましたので、利用されるということを期待をしております。

日本の行政の取組について、方向性はどういうところに載っているかというのと、大体、各省庁は委員会をやって中間取りまとめを作っているのですね、その後、政策になっているところがあって、ここに書いてあるのは、最後の政策で決まったところがまとめられて書いてある。ですから、中間取りまとめを読めば、大体、こんなこと考えているのだと分かりますけれども、非常に専門的で、なかなか、一般の方には分かりにくいのかもしれません。

どうも、ありがとうございました。

先生方、ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議題2は以上です。

原子力白書の作成は、今の意見を踏まえて進めて頂きたいと思います。

議題3について、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) 今後の会議予定でございます。次回、第31回原子力委員会の開催につきましては、8月27日13時半から、開催場所、8号館6階623会議室、議題は調整中で、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言、ございますでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、これで委員会を終わります。

ありがとうございました。